

(裏面)

(3)有効期間満了前の更新

同一登録年度内において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類（□にレ印を付すこと。）

免許の種類	<input type="checkbox"/> 網猟免許	<input type="checkbox"/> わな猟免許	<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許	<input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許
-------	-------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

(4)認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、狩猟について必要な適性を有することの確認（確認がなされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付すこと。）

適正の確認	<input type="checkbox"/>
-------	--------------------------

記載上の注意事項

- 1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 2 ※印欄には、申請者は記載しないこと。
- 3 申請書には、次に掲げる資料を添付すること。
 - (1) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し
 - (2) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書（発行日から6箇月以内のものに限る）
 - (3) 申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真1枚
 - (4) (4)において、適性の確認がなされている場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について、狩猟について必要な適性の確認をした旨の指定の様式による書面を添付すること。
- 4 (1)において、ライフル銃を所持している者にあつては、特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下の銃。いわゆるハーフライフル銃）の場合、所持許可証番号の下の「既得所持」（銃刀法改正施行（令和7年3月1日）前に取得の場合）又は「新規所持」に丸印を記載すること。

※個人情報の取扱いについて

申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手続き等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。

個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意

1 同意する 2 同意しない

※ 証紙納付照合欄

証紙納付金額	円
--------	---

納付年月日	令和 年 月 日
-------	-------------------------